

新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援補助金に関するFAQ

重要なお知らせ
京都府感染拡大予防ガイドライン(例)の改訂(6月18日改訂)により、テイクアウトサービス、デリバリー・サービスの取扱いがガイドラインに明記されました。
このガイドラインに沿って、テイクアウトサービス、デリバリー・サービスを行う場合に、「再出発補助金」をご活用いただけます。
また、テレワークについては、内閣官房HPに各種業界のガイドラインへのリンク先が紹介されていますので、それぞれの業界のガイドラインにテレワークの記載のある場合には、テレワークについても「再出発補助金」をご活用いただけます。
なお、再出発補助金の上限である10万円を超える部分については、「応援補助金」も併せてご活用いただけますのでお知らせします。

Q1	ガイドラインとは何ですか。どこで調べたらいいのですか。
A1	<p>ガイドラインとは、政府が示した「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」や京都府が作成した「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(例)」のことです。内閣官房HP、京都府HPで確認できます。</p> <p>内閣官房HP https://corona.go.jp/prevention/ 京都府HP http://www.pref.kyoto.jp/</p> <p>また、上記ガイドラインに基づいて府内の業界団体や組合等で独自のガイドラインを作成している場合もありますので、ご確認ください。</p> <p>なお、ガイドラインは、更新されますので適宜ご確認願います。</p>

Q2	2つの補助金がありますが、どのような支援内容ですか。
A2	<p>今回、「中小企業者等事業再出発支援補助金(再出発補助金)」と、「中小企業者等緊急応援補助金(応援補助金)」を同時に募集を行うもので、この2つを「新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援補助金」と総称しています。</p> <p>再出発補助金は、ガイドラインの趣旨に沿った感染拡大防止の取組みを支援する補助金で、応援補助金は、ガイドラインの趣旨に沿った事業に加え、業務改善や売上向上につながる事業を支援する補助金です。</p>

Q3	誰がこの補助金(再出発補助金、応援補助金)の対象となりますか。
A3	<p>京都府内で事業を行う中小企業等(個人事業主を含む)が対象となります。</p> <p>中小企業等には、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、商工組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商店街(任意団体)、病院(医業を主たる事業とし、常時使用する従業員の数が300人以下の法人)、特定非営利活動法人、LLP、酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会、生活衛生同業組合、消費生活協同組合を含みます。</p>

Q4	この補助金(再出発補助金、応援補助金)に同じ事業を申請できますか。
A4	<p>ガイドラインの趣旨に沿った事業で、10万円を超える場合は、2つの補助金に同じ事業(同じ領収書)を申請いただくことができます。</p> <p>例えば小規模事業者の場合、換気装置の購入に40万円かった場合、再出発補助金10万円(補助金上限) + 応援補助金20万円(補助金上限)で計30万円の補助金を申請いただけます。</p> <p>(計算例)</p> $10\text{万円} + (40\text{万円} - 10\text{万円}) \times 2 / 3 (\text{小規模事業者の補助率}) = 30\text{万円}$

Q5	今回実施する事業内容で、他の府補助や市町村補助、国の補助にも応募したいのですが可能ですか。
A5	今回実施する事業と同じ内容(同じ領収書)で、国や市町村、その他府の補助金と重複して申請することはできません。

Q6	申請書は、どこに行けば受け取れますか。
A6	<p>京都府庁や最寄りの京都府総合庁舎(広域振興局)、府税事務所、市役所(区役所)、町村役場、商工会・商工会議所、観光協会等で入手ください。</p> <p>申請書類を置いている窓口は、京都府HP (http://www.pref.kyoto.jp/shogyo/news/saisyupatu.html#haifusakiitiran)でご確認ください。</p> <p>また、WEB申請(パソコン、スマートフォン)も可能ですので、ご利用ください。</p>

Q7	これから補助金の対象事業に取り組もうと思っていますが、その場合、申請は、いつ行えればいいですか。
A7	支払も含め事業が全て終了後に申請してください。事業の期限は9月末、申請期限は10月16日です。

Q8	説明を聴きながら申請書を作成したいのですが、どこへ行けばいいですか。
A8	コールセンターでの電話での相談対応になります。感染防止のため、窓口受付は行っておりません。

Q9	事業を始めたばかりですが、補助対象となりますか。
A9	最近営業を開始された事業者の方も補助対象になります。 事業開始届や台帳を含む経理関係資料などで営業実態のわかる資料を提出してください。

Q10	本社は京都府内ですが、店舗は府外にしかありません。府外店舗は補助対象になりますか。
A10	京都府内で行う事業が補助対象になりますので、府外の店舗での事業は補助対象なりません。

Q11	購入した商品が多く経費明細書に書き切れない場合どうすればいいですか。 (7月30日追加)
A11	経費明細書には「一式(詳細は別紙)」と記載し、A4サイズの別紙を添付してください。別紙には項目、単価、数量、金額を記載してください。

Q12	手形・小切手の支払いでも認められますか。認められる場合、どのような資料が必要ですか。 (7月30日追加)
A12	手形・小切手の支払いも認めていますが、補助対象期間内(9月30日)で申請(実績)日までに引き落としされていることが必要です。領収書に加え、前述の日までに引き落としされたことを証する当座勘定照合表の写しなどをつけてください。

Q13	スマートフォンは補助対象になりますか。
A13	スマートフォンは汎用性があり、補助目的以外にも使用できるため対象外です。

Q14	パソコン、タブレットは補助対象になりますか。
A14	<p>パソコン、タブレットは汎用性があり、補助目的以外にも使用できるため対象外です。</p> <p>但し、以下のものは対象となります。</p> <p>再出発補助金について、以下を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの趣旨に沿った取組に限定して使用するもの ・写真等により、限定して使用することが確認できるもの <p><対象例></p> <p>キャッシュレス決済に専用利用するパソコン、タブレット</p> <p>応援補助金について、以下を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの趣旨に沿った取組に限定して使用するもの又は業務改善、売上向上につながる取組に限定して使用するもの ・写真等により、限定して使用することが確認できるもの <p><対象例></p> <p>印刷事業者が編集専用に高機能パソコンを導入</p>

Q15	自宅兼事務所の共用部分に感染症予防のための機器を設置したが、補助対象となりますか。
A15	自宅兼事務所の場合、事務所専用として使用している部分への設置は対象となりますが、自宅と共にしている部分への設置は、再出発補助金、応援補助金ともに対象となりません。

Q16	リース代は対象になりますか。
A16	<p>補助対象事業について、事業実施期間のリース代が対象となります。 但し、補助対象期間となるのは4月1日から9月30日までの最長6ヶ月間ですが、9月30日 までに支払いを完了している期間内となります。 事業対象期間を超えるリース契約の場合、日割計算により対象経費を算出してください。 (計算例) 令和2年5月1日から1年間(365日)のリース代が50万円(消費税除く)の場合 但し、9月分のリース代については、9月30日までに支払いが完了している必要がありますので、ご注意ください。</p> $50\text{万円} \times \frac{\text{5月1日から9月30日までの日数}}{365\text{日}}$

7月30日追加分については、問合せが多くなったご質問についてお示しするものです。補助金事務の取扱に変更はありません。